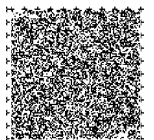


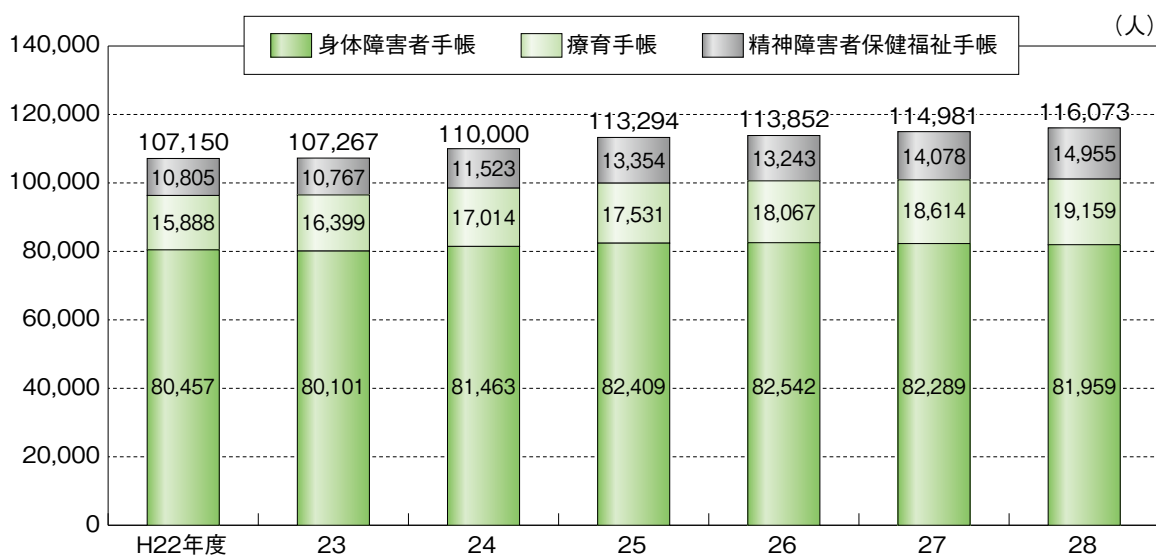
障害のある人の 現状等



1 障害者手帳所持者数の推移

◆ 平成28年度末（平成29年3月末）における本県の身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」といいます。）を持っている人の総数は，県人口の約4.9%に当たる116,073人となっており，平成22年度末（平成23年3月）と比較すると8,923人増加しています。

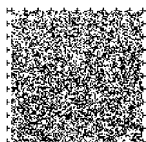
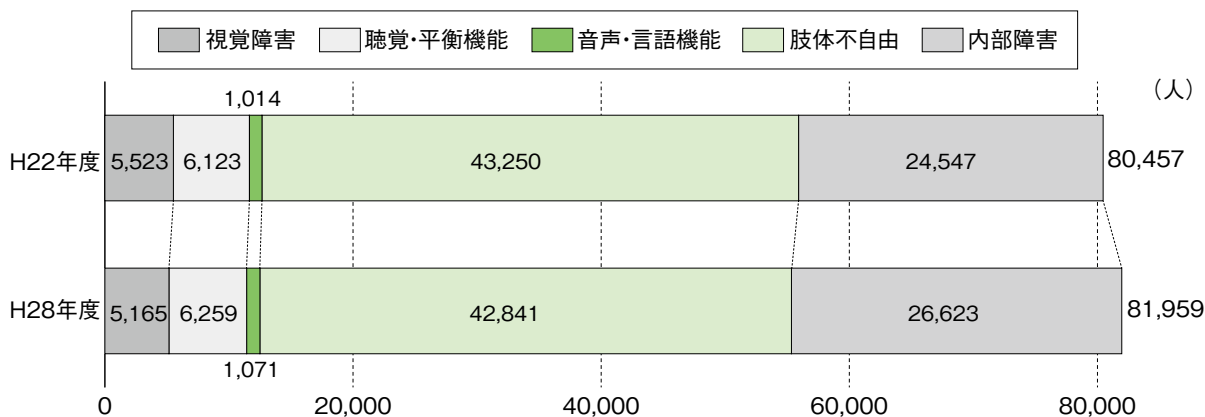
【図表1-1】 障害者手帳所持者数の推移



(1) 身体障害者手帳

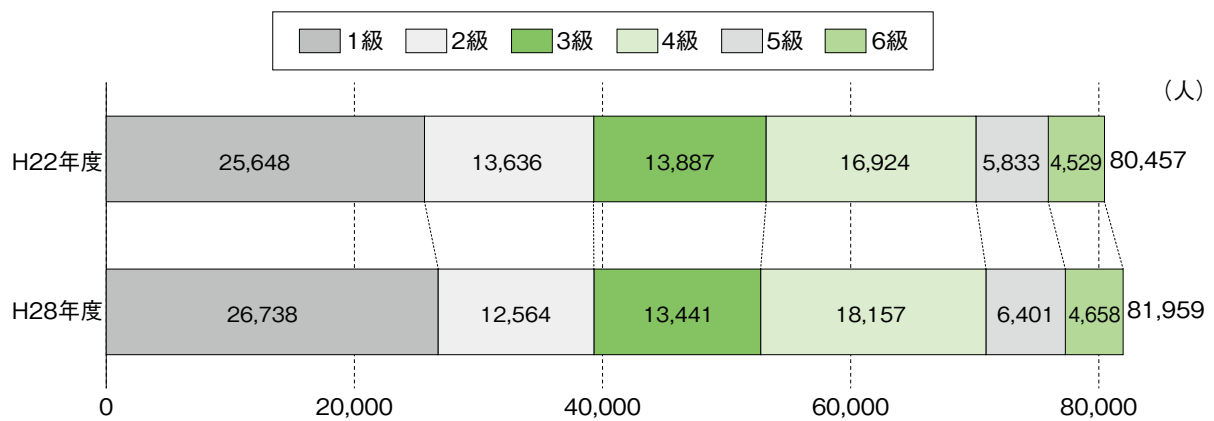
- ◆ 平成28年度末時点で，身体障害者手帳の交付を受けている人は，81,959人となっており，2年連続で減少していますが，平成22年度末と比較すると1,502人の増加となっています。
- ◆ 障害種別ごとにみると，肢体不自由が最も多く，42,841人と全体の52.3%を占めており，内部障害の26,623人（32.5%），聴覚・平衡機能障害の6,259人（7.6%），視覚障害の5,165人（6.3%），音声・言語機能障害の1,071人（1.3%）と続きます。

【図表1-2】 身体障害者手帳所持者の障害種別内訳



- ◆ また、障害の程度を等級別にみると、最も重い1級が26,738人（32.6%）、2級が12,564人（15.3%）で、両者で全体の約半数を占めています。

【図表1-3】身体障害者手帳所持者の障害等級別内訳

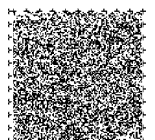
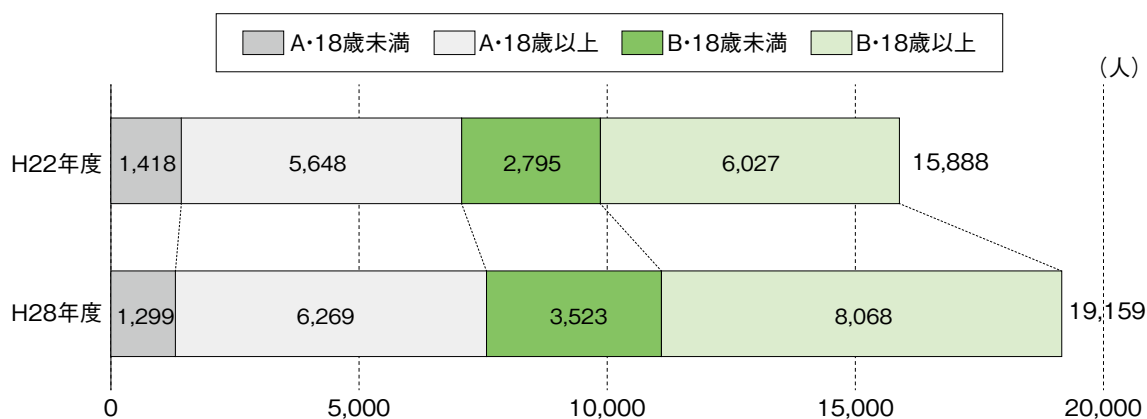


(2) 療育手帳

- ◆ 平成28年度末時点で療育手帳の交付を受けている人の総数は19,159人で、平成22年度末と比較すると3,271人増加しています。

障害程度の内訳をみると、療育手帳A（重度）の総数が7,568人（39.5%）、B（中軽度）の総数が11,591人（60.5%）となっています。

【図表1-4】療育手帳所持者の障害等級別内訳



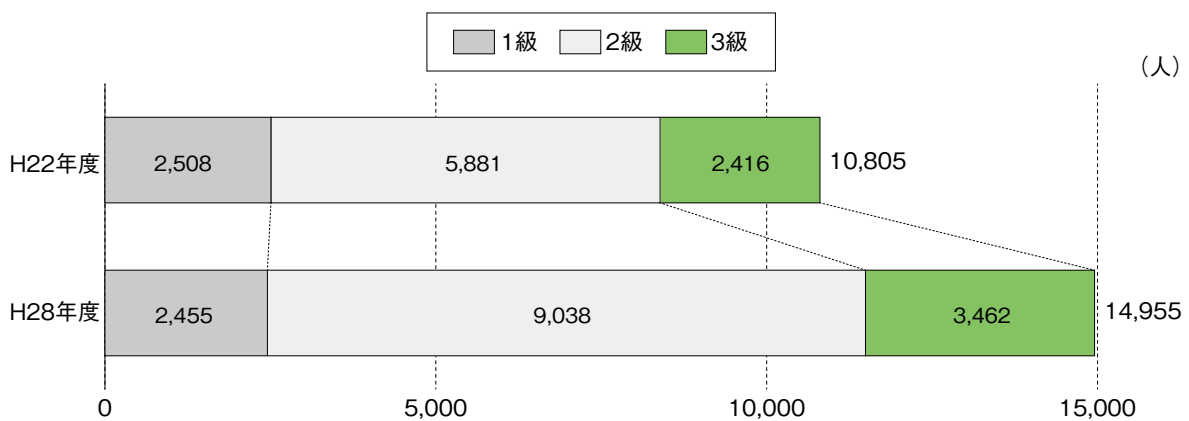
(3) 精神障害者保健福祉手帳

◆ 平成28年度末時点で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の総数は、14,955人で、平成22年度末に比べて4,150人増加しており、うち障害程度2級の人が大幅に増加(+3,157人)していることがわかります。

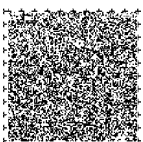
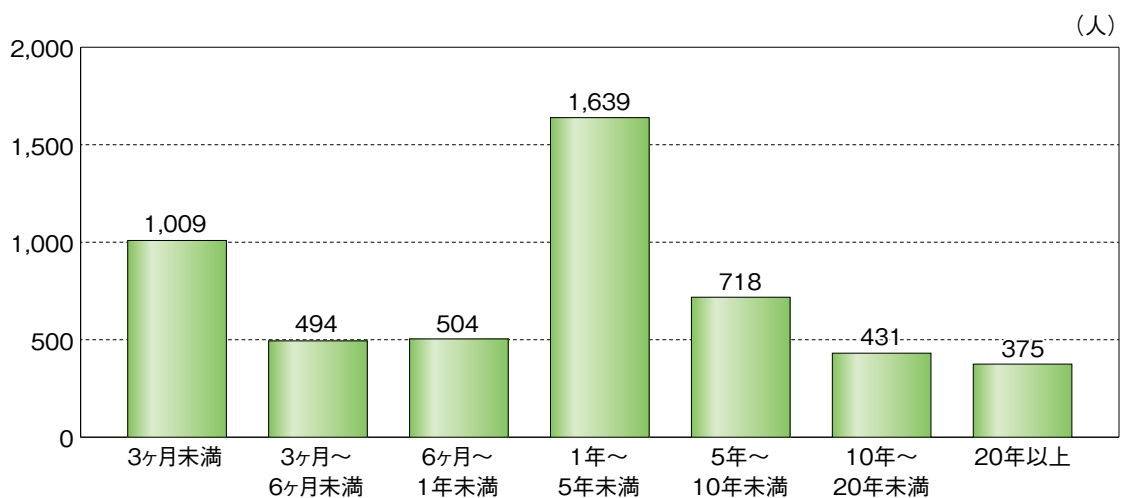
平成28年度精神障害者入院施設状況等調査（宮城県障害福祉課）によると、精神科病院の入院患者の在院期間は1年未満が38.8%、1年～10年未満が45.6%、10年以上が15.6%となっています。年齢構成をみると年齢が上がるほど割合が大きくなり、特に60歳以上の高齢者が過半数を占めています。

入院患者を疾患別でみると、統合失調症が46.0%と半数近くを占め、次に脳器質性精神障害、躁うつ病の順となっています。また、自立支援医療（精神医療）受給者の通院患者を疾患別でみると、統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害が35.6%と3分の1以上を占め、次に気分障害、てんかんの順となっています。

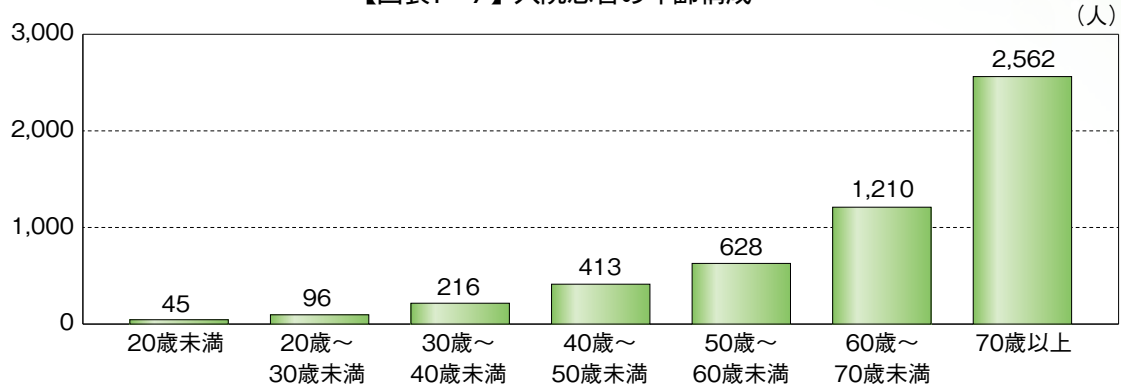
【図表1-5】精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別内訳



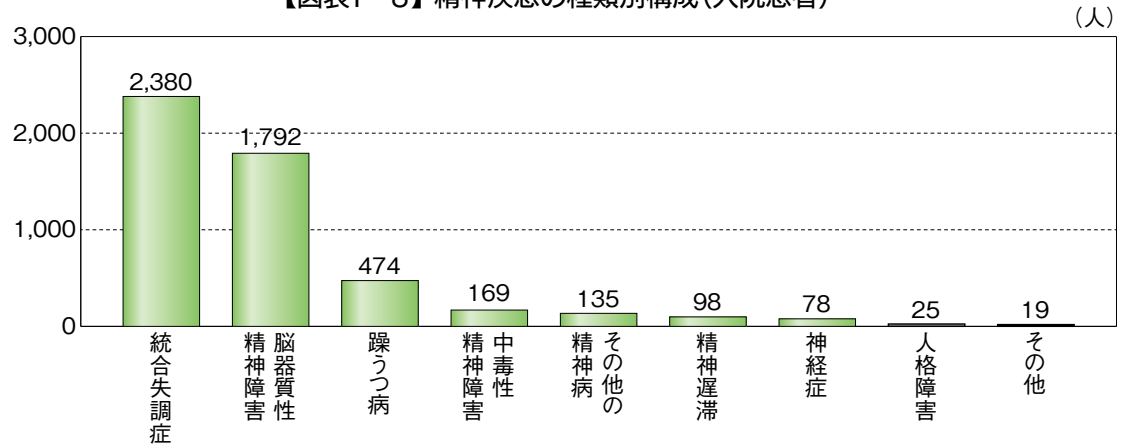
【図表1-6】入院患者の在院期間



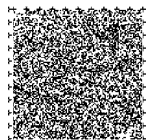
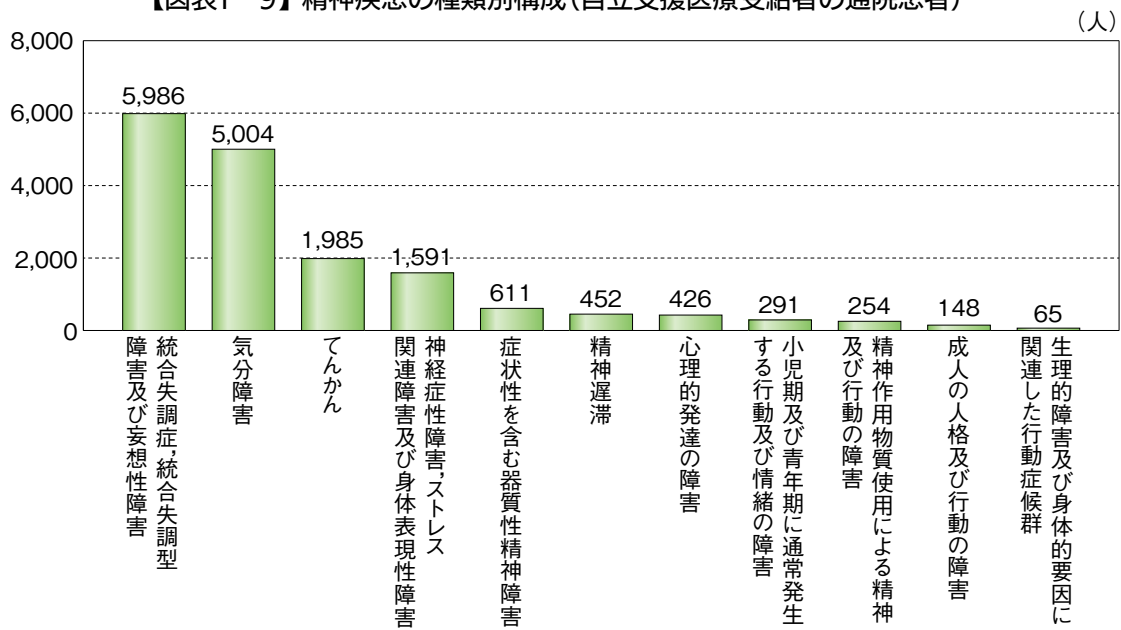
【図表1-7】入院患者の年齢構成



【図表1-8】精神疾患の種類別構成(入院患者)



【図表1-9】精神疾患の種類別構成(自立支援医療受給者の通院患者)

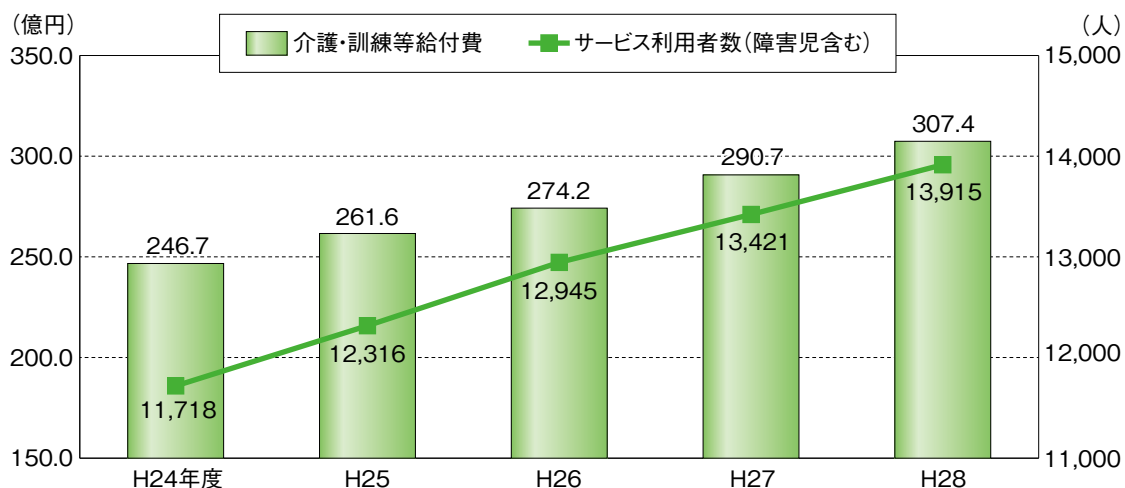


2 障害福祉サービス費等の推移

(1) 障害福祉サービス費の推移

- ◆ 障害者総合支援法の施行以降、同法に基づき、市町村が支弁する障害福祉サービスの額は、毎年増加しており、平成28年度の実績額は約307億円となっています。

【図表2-1】介護・訓練等給付費と実利用者数の推移

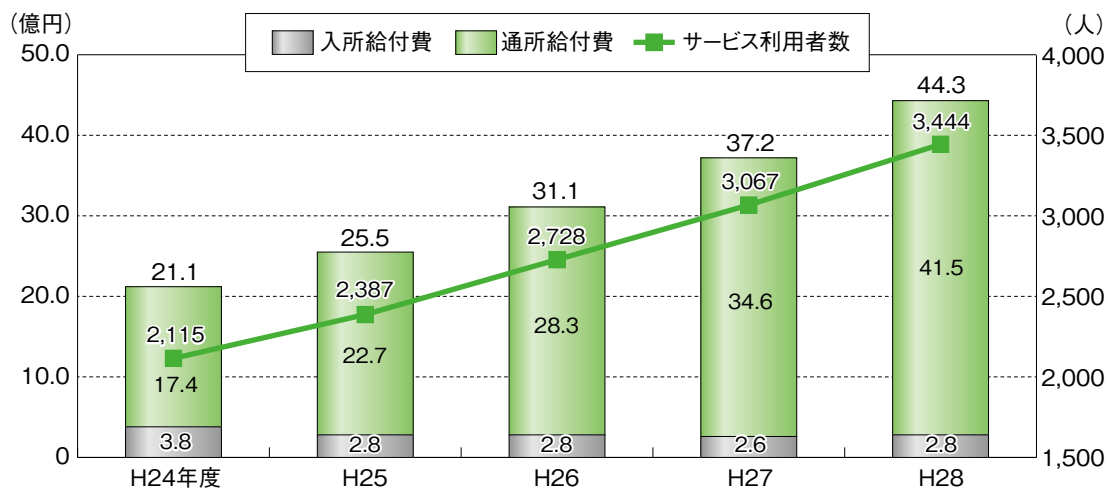


※実利用者数は各年度3月利用者数

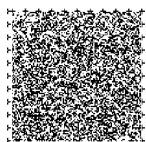
(2) 障害児入所給付費・通所給付費の推移

- ◆ 児童福祉法の改正（平成25年4月施行）以降、同法に基づき県及び仙台市が支弁する障害児入所給付費並びに市町村が支弁する障害児通所給付費の額は、毎年増加しており、平成28年度の実績額は入所給付費が約3億円、通所給付費が約42億円となっています。

【図表2-2】障害児入所給付費・通所給付費と実利用者数の推移



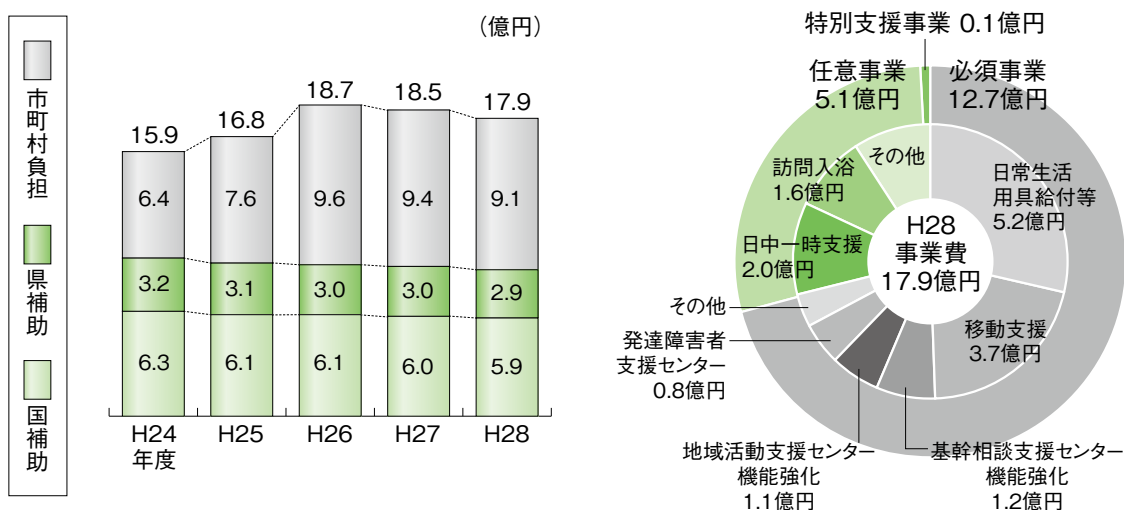
※実利用者数は各年度3月利用者数



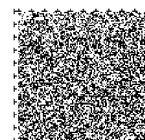
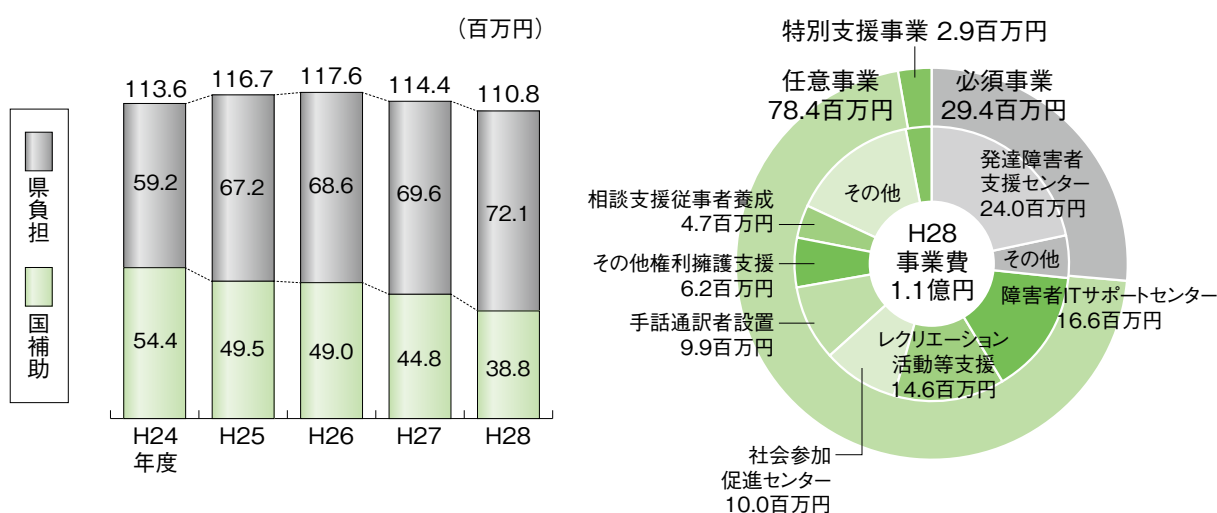
(3) 地域生活支援事業費の推移

- ◆ 障害者総合支援法に基づき、市町村及び県が行う地域生活支援事業の平成28年度における事業費実績額は、市町村が17.9億円、県が1.1億円となっています。
- ◆ 同事業は、国の補助率が1/2以内とされていますが、実際の補助率は市町村で32%程度、県で35%程度にとどまっており、市町村及び県の財政負担が大きくなっているのが現状です。

【図表2-3】市町村地域生活支援事業費の推移



【図表2-4】県地域生活支援事業費の推移



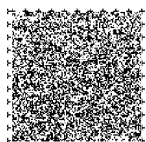
3 障害福祉サービス事業所等数の推移

- ◆ 平成25年4月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法における障害福祉サービス事業所等は，訪問系サービス及び日中活動系サービスを中心に年々増加していますが，事業所数に偏りが見られるサービスがあることがわかります。

【表3-1】障害福祉サービス事業所等数の推移(各年6月1日現在)

(事業所)

	サービスの種類	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害者総合支援法によるサービス	居宅介護	335	334	336	346	345	349
	重度訪問介護	333	323	322	329	328	324
	同行援護	93	123	135	127	129	133
	行動援護	61	53	50	50	53	51
	療養介護	3	3	3	3	3	3
	生活介護	125	129	135	141	142	147
	短期入所	91	89	93	97	99	106
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	施設入所支援	38	38	38	38	38	38
	自立訓練（機能訓練）	8	7	7	7	6	5
	自立訓練（生活訓練）	22	24	25	26	29	28
	就労移行支援	66	66	67	68	77	84
	就労継続支援A型	24	29	36	47	53	55
	就労継続支援B型	134	142	150	162	177	186
	共同生活援助	91	94	107	108	120	124
	地域移行支援	33	23	33	42	45	47
地域定着支援	33	23	33	42	45	47	
計画相談支援	35	53	86	119	132	145	
児童福祉法によるサービス	児童発達支援	67	43	45	51	63	63
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	74	84	109	131	167	189
	保育所等訪問支援	4	4	5	10	11	11
	福祉型障害児入所支援	2	2	2	2	2	2
	医療型障害児入所支援	4	4	4	4	4	4
	障害児相談支援	31	44	73	101	114	125



【表3-2】障害保健福祉圏域別の障害福祉サービス事業所等数(平成29年6月1日現在)

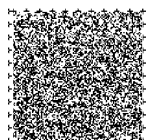
(事業所)

	サービスの種類	仙南	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	県計
障害者総合支援法によるサービス	居宅介護	24	246	26	8	9	31	5	349
	重度訪問介護	24	231	26	8	8	25	2	324
	同行援護	4	107	12	4	0	5	1	133
	行動援護	5	38	2	1	4	1	0	51
	療養介護	0	3	0	0	0	0	0	3
	生活介護	9	84	13	11	9	14	7	147
	短期入所	10	53	8	7	10	11	7	106
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設入所支援	5	20	2	3	3	2	3	38
	自立訓練(機能訓練)	0	5	0	0	0	0	0	5
	自立訓練(生活訓練)	2	19	1	0	1	5	0	28
	就労移行支援	4	52	10	2	5	7	4	84
	就労継続支援A型	5	33	7	2	3	4	1	55
	就労継続支援B型	13	122	17	4	10	16	4	186
	共同生活援助	17	73	8	7	5	7	7	124
	地域移行支援	1	33	0	0	2	3	8	47
	地域定着支援	1	33	0	0	2	3	8	47
	計画相談支援	11	89	15	5	6	10	9	145
児童福祉法によるサービス	児童発達支援	2	43	4	3	2	6	3	63
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	6	140	11	4	6	13	9	189
	保育所等訪問支援	0	4	3	2	1	1	0	11
	福祉型障害児入所支援	0	1	0	1	0	0	0	2
	医療型障害児入所支援	0	4	0	0	0	0	0	4
	障害児相談支援	9	82	10	4	3	8	9	125

サービスの内容

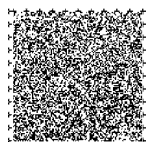
障害者総合支援法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護 ※	居宅で入浴, 排せつ, 食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常時介護を要する者に, 居宅で入浴, 排せつ, 食事の介護, 外出時の移動支援等を総合的に行う
同行援護 ※	視覚障害により, 移動に著しい困難を有する人に, 移動に必要な情報の提供(代筆代読を含む), 移動の援護等の外出支援を行う
行動援護 ※	知的・精神障害により, 行動上著しい困難を有する者が行動する際に生じうる危険回避のために必要な援護, 外出支援等を行う



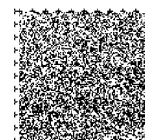
サービスの種類	サービスの概要
療養介護	医療と常時介護を要する者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
生活介護	常時介護を要する者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する
短期入所 ※	居宅で介護を行う者が病気の場合などに、施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度障害者等包括支援 ※	介護の必要性が非常に高い者に、複数のサービスを包括的にを行う
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立訓練（機能訓練）	身体障害者・難病等対象者に対して、施設等又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行う
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者に対して、施設等又は居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の日常生活を営むために必要な訓練等を行う
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援A型	一般企業等で雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な65歳未満の者に対し、就労・生産活動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労継続支援B型	就労移行支援事業を利用したが、一般企業等での雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等に対して、就労・生産活動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労定着支援 （平成30年度から）	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行う
自立生活援助 （平成30年度から）	一人暮らしを希望する者等の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による支援を行う
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、日常生活上の援助を行う
地域移行支援	障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者等に対して、住居の確保や、地域生活に移行するための相談等の支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等への支援を行う
計画相談支援	①サービス利用支援 支給決定に係るサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う ②継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整を行う

※のサービスについては障害児も利用可能



児童福祉法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う
医療型児童発達支援	未就学の障害児（肢体不自由児）に対して、児童発達支援と治療を行う
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う
居宅訪問型児童発達支援（平成30年度から）	重度の障害児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
福祉型障害児入所支援	障害児に対して、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う
医療型障害児入所支援	知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児に対して、疾病の治療・看護、また、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う
障害児相談支援	障害児支援の利用について、障害児支援利用計画の作成や施設等との連絡調整、モニタリング等を行う



4 平成28年度「宮城県障害者施策推進基礎調査」結果の概要

(1) 調査の概要

調査目的	「みやぎ障害者プラン」の改定に当たり、県内に居住する障害のある人及びその家族等のニーズを把握するとともに、前プラン（平成23年度から29年度まで）の成果等について評価するため、アンケート調査を実施したもの。
調査方法	郵送及びインターネットによるアンケート調査
調査対象者	平成29年1月1日現在で、宮城県内に居住する0歳から79歳までの障害者手帳を持っている人（0歳から18歳までについては、保護者に回答を依頼）

(2) アンケートの内容等

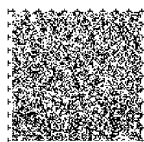
共通	基本属性	性別，年齢，障害者手帳の種別・等級
	所得保障	本人・世帯収入，本人の収入種別，受給年金・手当 ほか
	医療サービス	通院頻度，リハビリ等の利用状況，通院等の困り事 ほか
	福祉サービス	サービスの利用状況，サービス利用上の困り事 ほか
	住まい	現在の住まい，将来暮らしたい場所，同居者 ほか
	日常生活	平日の日中活動，日常生活の支援，外出頻度・目的 ほか
	障害を理由とする差別	障害者差別解消法の認知，差別経験，差別を受けた場面，差別の内容
	相談	相談相手，相談内容
	災害対策	単独避難の可否とその理由，災害時の不安 ほか
	優先施策	行政に最優先で取り組んでほしい施策（上位3つ）
障害児	教育	就学状況，学校生活・放課後等の困り事，進路希望 ほか
障害者	障害の程度	障害支援区分
	就労	勤務形態，業種，収入，就業期間，困り事 ほか

(3) 回収状況等

	身体障害		知的障害		精神障害		合計		
	発送	回収	発送	回収	発送	回収	発送	回収	回収率
障害児	817	367	754	387	118	55	1,689	809	47.9%
障害者	891	369	568	280	852	452	2,311	1,101	47.6%
合計	1,708	736	1,322	667	970	507	4,000	1,910	47.8%

(注1) 本調査における「障害児」とは0歳から18歳まで、「障害者」とは19歳から79歳までの障害のある人を指す。

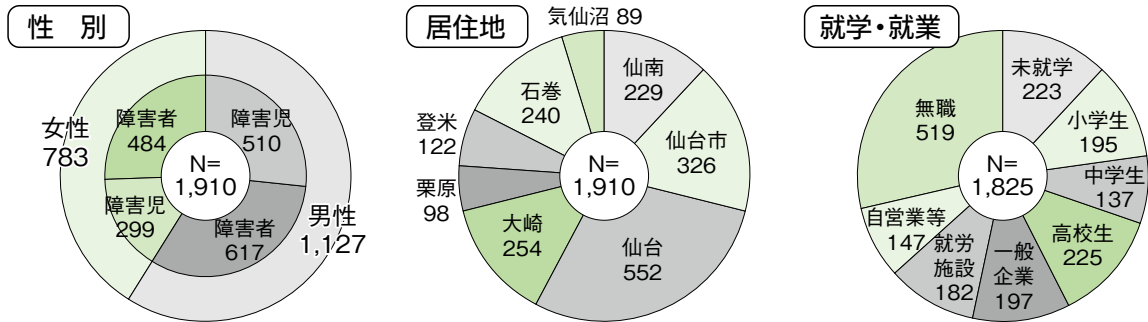
(注2) 標本抽出に当たっては、母集団の少ない障害児や知的・精神障害の意向を把握するため、抽出数を「障害種別・等級×年代×居住エリア」で均等割付し、無作為抽出した。



(4) 調査結果の概要

① 回答者の属性（実数）

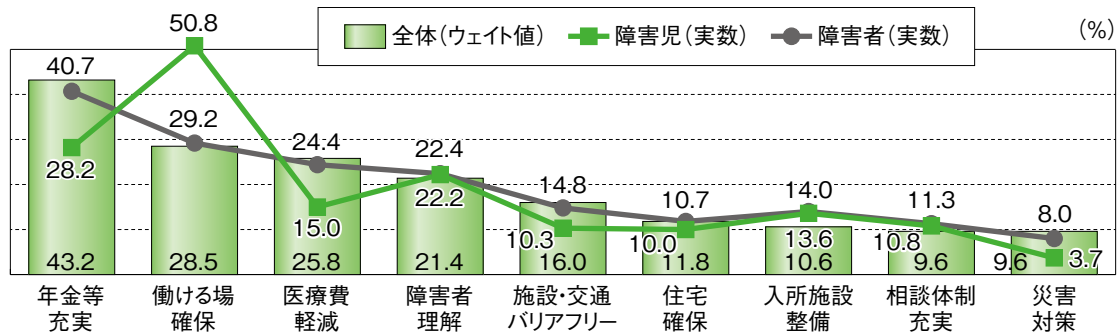
【図表4-1】属性別の回答状況



② 最優先で取り組んでほしい施策（複数回答・ウェイト値）

- ◆ 年金等の充実，医療費負担の軽減など，所得保障の充実を挙げた方が多かったほか，働ける場の確保や障害のある人への理解促進，住まいの確保，相談支援体制の充実など，社会参加促進のための環境整備を望む声も多数を占める結果となりました。

【図表4-2】行政に最優先で取り組んでほしい施策(抜粋)



③ 現行プランの評価（平成21年度調査との経年比較）

- ◆ 最優先施策の順位に変動はありませんが，「働く場の確保」や「障害者への理解」等が一定程度進捗し，その結果として，各種施設や公共交通機関等でのアクセシビリティ向上を望む声が強まっていると推測されます。
- ◆ 他方，グループホームや入所施設の整備促進を求める声も増加傾向にあることから，在宅での生活に不安を感じている障害のある人が増加しているものと推測されます。

【図表4-3】最優先で取り組んでほしい施策の経年比較(H21×H28)

